

令和7年度 マンション管理組合担い手支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「令和7年度まちづくり部補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）第22条第1項の規定に基づき、マンション管理組合担い手支援事業（以下「本事業」という。）の適正な実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 要綱及びこの要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 外部専門家

当該マンションの居住者、当該管理組合の区分所有者又は当該管理組合から管理事務を受託しているマンション管理業者に所属する者その他これに類する者に該当しないマンション管理士をいう。

(2) 顧問契約

外部専門家であるマンション管理士が、以下に掲げる業務の全てを行うことについて定めた契約をいう。

ア 定例の理事会への出席及び必要な助言、指導その他これらに類する援助（ただし、規約に理事会が定められていない場合を除く。）

イ 通常総会への出席及び必要な助言、指導その他の援助

ウ 管理組合運営に対する助言、指導その他の援助

エ 管理委託契約の遂行状況に対する助言、指導その他の援助

オ 理事長又は役員からの相談対応（文書、メール又は電話等の手段による者を含むものとする。）

(3) 役員就任

業務委託契約に基づき外部専門家であるマンション管理士が管理組合の規約に規定する役員に就任し、当該役員としての業務を行うことをいう。

(4) 外部専門家の役員就任に必要な業務

マンション標準管理規約（単棟型）第27条第9号又は第34条に準ずる専門的知識を有する者の活用に係る規定の規約への追加の検討、外部専門家の選任方法又は要件、業務内容又はチェック体制など外部専門家の導入に向けた具体的な検討、区分所有者への説明会の実施への支援その他これらに類する業務をいう。

(5) 安定的な管理組合運営の継続に向けて必要な業務

業務委託契約の継続に向けて役員就任1年目に行う管理費、管理業務委託契約内容、長期修繕計画の見直しによる経費の削減などの業務をいう。

(対象管理組合)

第3条 補助事業の対象となる管理組合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 顧問契約に係る費用に対する補助を受ける場合

交付申請日において、交付申請日の属する事業年度及びその直前の事業年度に、外部専門家であるマンション管理士を顧問とする契約又は外部専門家であるマンション管理士が役員に就任する業務委託契約を締結していないもの

(2) 役員就任に係る費用に対する補助を受ける場合

交付申請日において、交付申請日の属する事業年度及びその直前の事業年度に、外部専門家であるマンション管理士が役員に就任する業務委託契約を締結してい

ないもの

(交付申請)

第4条 要綱第3条第2号に掲げる書類のうち、誓約書については、様式第1号を用いるものとする。ただし、町域の場合に限る。

2 要綱第3条第2号に掲げる書類は、要綱が別に定める事項として規定するもののほか、管理状況診断結果報告書(様式第2号)とする。ただし、町域の場合に限る。

(本事業以外の助成制度を併用した場合における補助対象経費)

第5条 交付申請者は、本事業以外の補助制度を併せて申請する場合にあっては、補助対象経費から併用する補助事業の補助対象経費を控除して申請しなければならない。

(補助を受けた者の役割)

第6条 補助を受けた者は、本事業を県民に周知するため、知事、市町長又は報道機関等から取材の依頼等があった場合には、協力するよう努めなければならない。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。